

〈 生徒心得 〉

生活態度

- 1 自主的に判断・行動し、積極的に自己を生かしていく力を身につけること。
- 2 人権を尊重するとともに、常に自己の言動を反省し良識をもって行動すること。
- 3 文化やスポーツを通して心身の健康を保持し、規律ある生活態度を確立すること。
- 4 学校行事をはじめ、生徒会活動や部活動、ボランティア活動には積極的に参加し、高校生活を有意義なものにすること。

学習

- 1 日頃から自ら学ぶ意欲をもち、自主的に学習すること。
- 2 図書館やICTを有効活用して、幅広い教養を身につけること。

届出

- 1 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引き等する場合には必ず担任等に連絡すること。
- 2 始業から終業までの間で、特に校外に出る必要のあるときは先生の許可を得ること。
- 3 放課後、特に用のない生徒は居残らないようにすること。特別の場合は先生に届け、保護者に連絡すること。
- 4 事故(病気、負傷、盗難、紛失など)があった場合、早急に担任等に連絡すること。

管理

- 1 自己の持ち物には、氏名を明記するなどしてよく管理し、紛失しないように注意すること。
- 2 自転車は、施設の上、必ず所定の場所に置くこと。
- 3 教室が無人になる場合は戸締まりを徹底すること。また、終業時には戸締まりを確実にし、消灯すること。

団体行動

- 1 他者と協力し共同作業や奉仕活動には誠意を持ってあたること。
- 2 校内美化に努めること。
- 3 集団行動は迅速に行い、決められた時間を守ること。

交通

交通ルールを守り、自他の生命を尊重し、次の事項には特に注意すること。

- (1) 自転車では左側を一路に通り、並列や2人乗り、傘さし運転はしないこと。
- (2) 歩行者は右側を通行し、道路の中央へ広がらないこと。
- (3) 本校教育活動(登下校、部活動、模試受験など)において、単車、キックボードを使用しないこと。

規律

- 1 生徒の本分に背いた行為がないよう注意し、規律正しい有意義な高校生活を過ごすこと。
- 2 法律や青少年健全育成条例等を遵守し、次の事項には特に注意すること。
 - (1) 暴力、飲酒、喫煙等をしないこと。
 - (2) 違法薬物を使用しないこと。
 - (3) 夜10時以降の外出や無断外泊はしないこと。
 - (4) 青少年健全育成条例で禁止されている場所には立ち入らないこと。
- 3 学校生活に不必要な物は校内に持ち込まないこと。

指導

生徒の本分に背いた行為があった場合、懲戒等の規定に準じ、指導措置を講じる。